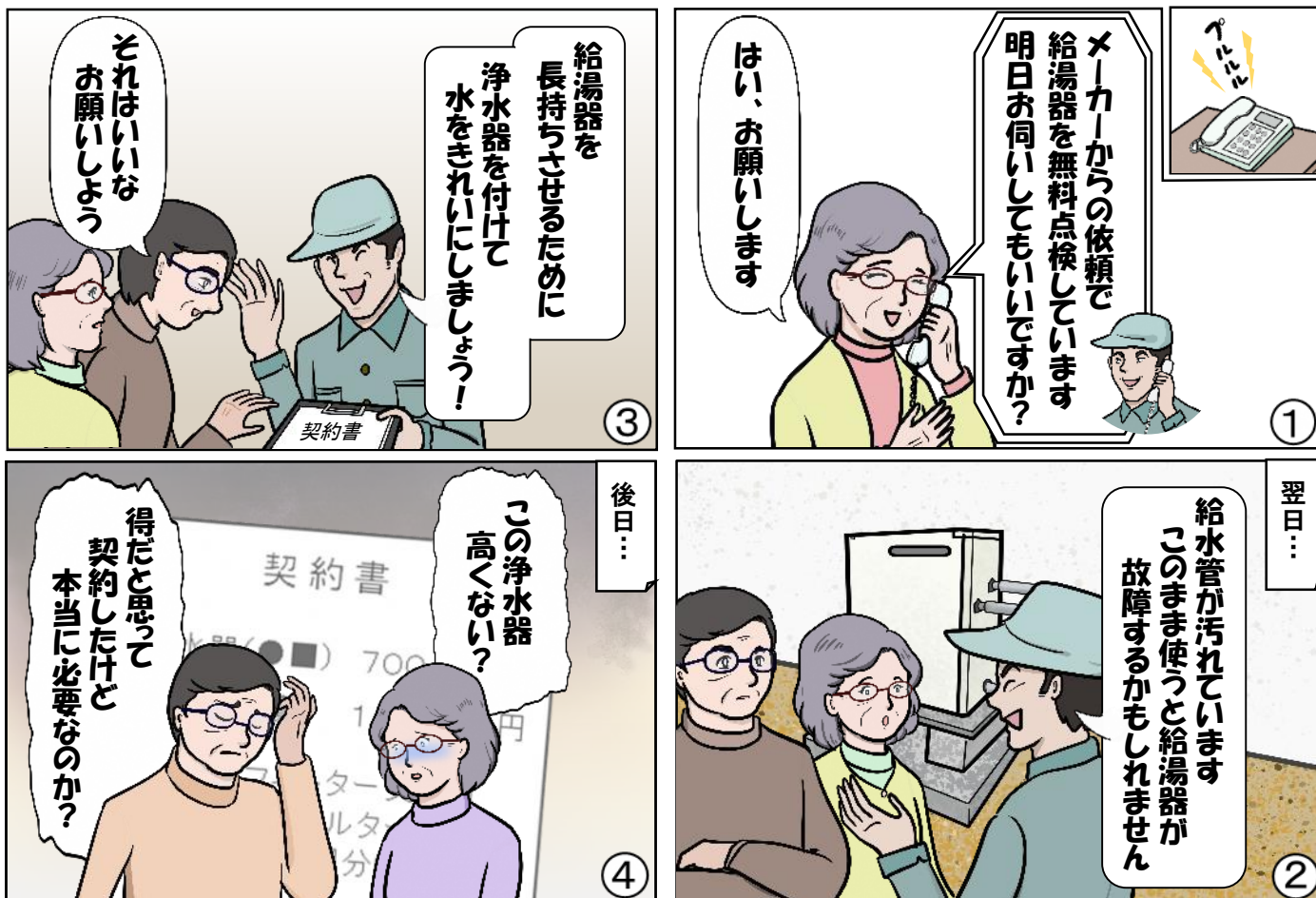


## 給湯器の点検商法にご注意ください！



### ポイント



- 「給湯器を無料点検する」という電話や訪問があり、点検した後に「このまま給湯器を使うとすぐに故障する、火災が起きるおそれがある」などと不安をあおり、高額な契約をさせる「点検商法」の相談が多数寄せられています。
- メーカーを名乗ったり、メーカーから指示や委託を受けたと言うなど、メーカーを装って接触してくる事業者もいるため注意が必要です。
- 「無料で点検する」という電話や訪問があっても安易に応じず、メーカーや販売業者に確認するようにしましょう。
- 訪問販売はクーリング・オフできます。困ったときはすぐに消費生活センター等に相談しましょう。

和歌山県消費生活センター ☎073-433-1551  
〒640-8319  
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山市消費生活センター ☎073-435-1188  
〒640-8511  
和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎2F（市民生活課内）

※消費者ホットライン ☎<sup>いやや</sup>188 でもお近くの相談窓口につながります。